

令和 8 年度下半期（10 月～3 月）

築上町図書館築きのもり イベント・展示企画募集要項

築上町図書館 築きのもり

1.目的

築上町図書館築きのもりの館内外の施設において実施する企画を募集する。募集した企画を利用者とともに実施することで、本や図書館を介した町民活動（コミュニティ）の活性化、情報、学びの場としての図書館の利用促進を図る。

2.応募条件

以下の①～⑦の要件を満たす企画であること

① **下記のいずれかに**該当する企画提案者(以後：企画者)が行う企画であること

- ・ 主たる活動の場が築上町内の個人・団体
- ・ 築上町に在住または在勤・在学している個人・団体(構成者の半数以上)
- ・ **広く町民が関わる活動をしていて、教育委員会が相当と認めた個人・団体**

② 企画者が主体的に運営できる企画であること

③ 応募できる企画は、1 人（1 グループ）1 件とする

④ 築上町及び築上町図書館の魅力を発信できる内容であること

⑤ 政治・宗教・営利を目的とした内容ではないこと

⑥ 金銭の徴収に当たっては、受益者負担分の実費のみとし、他は徴収しないこと

⑦ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 20 日までに開催する企画であること

3.募集手続

(1)企画書提出

企画者は、第 1 号様式(企画書)に企画内容を記載し、図書館が指定した日までに図書館に提出する。

提出期間は令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日とし、実施日の 1 ヶ月前までとする。

(2)企画決定会議

(1)で提出された企画書をもとに、図書館は、1 ヶ月前までに提案内容について上記 2 ①～⑦の要件を満たす内容か審議した後、企画決定会議において、実施企画・時期を決定する。審議及び決定会議は随時行う。決定した企画について、図書館は企画者に対し条件を付することができる。

(3)打ち合わせ

企画者と図書館は、採択された提案に係るイベント等の実施の詳細、または付された条件等について、企画当日の 3 週間前までに協議を行う。

(4)企画内容確定

打ち合わせ内容を踏まえ、企画当日の 2 週間前までに詳細を確定する。企画者は確定した内容をもとに広報用原稿の提出を行い、図書館は図書館公式 HP、SNS 等で広報を行う。

(5)企画実施

実施に向けて企画者は準備を行い、必要に応じて図書館と調整を行う。企画当日の運営は基本的に企画者が行う。

(6)報告書提出

企画者はイベント終了後 14 日間以内に、第 2 号様式（報告書）に報告内容を記載し、図書館に提出する。

4.図書館の役割

概ね以下のとおりとし、その他別途必要に応じ協力を行う。なお、負担金や補助金の交付等金銭的な支援は行わないものとする。

- ①開催場所についての協力（図書館及び関連施設等の一時使用の承認等）
- ②PR についての協力（チラシの印刷・ウェブサイト掲出・SNS 等の広報）
- ③職員の派遣・講演等（図書館業務に支障の無い範囲に限る）
- ④備品の貸出、消耗品類の提供

5.その他留意事項

- ①応募された企画の著作権、商品化権、使用权、商標権、その他一切の権利について、必要な場合には図書館と協議を行うこととする。
- ②第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害する恐れのない内容を応募するものとする。
- ③決定された事業は、自然災害等の状況により、実施内容（会場の使用方法、定員等）の変更または中止をする場合がある。また、変更または中止に伴う経費の補償はないものとする。
- ④企画提出にかかる費用については、企画者の負担とする。
- ⑤応募、提出いただいたデータ、書類は返却しないものとする。
- ⑥収集した個人情報については、当募集に関する事項にのみ使用する。

~~⑦締め切り後であっても、イベント・展示の企画は、先に決定した団体等のスケジュールに支障のない範囲で受け入れる。その際は、実施日の1ヶ月前までに、企画書を提出することとする。~~

※実施の流れ

